

## 笹川報告の概要と討論のまとめ

内藤光博

### 1. はじめに

今回の定例研究会は、笹川紀勝・国際基督教大学教授（憲法専攻）を講師としてお招きし、社会科学研究所特別研究助成「東北アジアの法と政治—21世紀を展望する—」（研究代表者：内藤光博）との共催で開催された。笹川教授は、この研究会で、古典国際法時代の条約無効に関する学説の実証的研究に基づき、1910年の日韓併合条約に至る一連の保護条約が無効であることを論証された。

今回の報告は、教授が執筆された次の論文を基礎としている。

- ・「古典国際法の時代における日韓の旧条約（1904—1910）」本誌掲載（第1論文とする）
- ・「憲法の国際協調主義と条約の無効概念の展開—日韓基本条約第2条にかかわって」中村睦男北海道大学大学院法学研究科教授退官記念『日本国憲法解釈の再検討』有斐閣より刊行予定（第2論文とする）

報告では、条約が無効とされる法理として、重要な論点がいくつか挙げられた。

第1に、「国家代表者への強制」という問題である。つまり、条約締結における国家代表者の「意思の自由」の問題である。これはローマ法にまで遡ることができる国際法の長い学説史の中で、条約締結において、国家の代表者の「意思の自由」に基づいてなされたことが必要かどうか、強制により条約締結がなされた場合、当該条約は無効となるか否かという議論である。

第2に、「国家実行」の考え方である。日韓併合条約締結当時、「国家実行」の考え方がわが国の学説の主流をなしており、それが戦後の国際法学にも影響をもち続けていたのではないかという問題である。

最後は「国際法と国内法との関連性」という問題である。憲法と国際法の効力の優劣関係については、一元論あるいは二元論という古くからの学説の対立があるが、憲法を踏まえた国際法、あるいは国際法を踏まえた憲法という視点が必要ではないかという議論である。

こうした論点について、笹川教授は、国際法学説史を紐解き実証的に分析して、どういうことが歴史的に実証されるのかという視点から考察を加えていく必要がある、さらに条約無効を考えるにあたっては、国際法学だけではなく、より広く国際政治史、あるいは国際関係論の観点からの考察が必要であると主張された。

以下では、笹川教授の報告についての概要と研究会参加者による討論の内容について、当日

の私のメモをもとに、私の責任においてまとめさせていただいた。

## 2. 笹川報告の概要

### (1) 問題の経過と展開

雑誌「世界」で、韓国・ソウル大学校の李泰鎮<sup>イテジン</sup>教授（歴史学）が、1904年から10年にかけての日本が韓国を併合するに至るまでの条約（重要なものが5つあり、これを「旧条約」とする）は、すべて無効であるという主張を展開された（「韓国併合は成立していないー日本の大韓帝国国権侵奪と条約強制」上・下、世界1998年7月号・8月号参照）。それにたいする批判として、日本の国際法学者である坂元茂樹教授が、無効であるとは言い切れない旨主張された（「日韓は旧条約問題の落とし穴に陥ってはいけない」世界1998年9月号）。

この「世界」における論争について、笹川教授は、坂元教授の論評には問題があり、李泰鎮教授の主張を支持する論文を「世界」の1999年7月号に掲載した（「日韓における法的な『対話』をめざしてー第二次日韓協約強制問題への視点」）。

それを契機に、アメリカのハーバード大学アジア・センターが主体となって、歴史的・国際法学的観点から日本の韓国併合の検証がなされることとなり、「日本の韓国併合の再検討ー歴史的国際法学的観点から（A Reconsideration of the Japanese Annexation of Korea from the Historical and International Law Perspective）」と題する国際会議が開催されることとなった。2001年の1月25日から28日にかけてハワイ大学で第1回目の国際会議が開かれ、同年4月27日から29日には東京で第2回目が、続いて11月16日から17日にかけてハーバード大学において第3回目の国際会議が開催された。

ハワイ大学の教授たちは、韓国の主張に対しては肯定的であるが、イギリスやハーバード大学の教授たちは、徐々に消極論に傾いていき、第3回目の会議では「韓国側の主張は筋が通らない、世界的にみたら誤った考え方がある」とする主張に傾いていった（第3回目の会議の模様について、産経新聞2001年11月27日付第一面参照）。

### (2) 条約無効に関する文献の収集

この国際会議での議論の中で、日本と韓国の学者が中心になり資料集を出そうということになり、歴史学に関する資料集と国際法に関する資料集の二つを出すことになった。笹川教授は、専修大や早稲田大の図書館を利用し、条約無効に関する当時の諸外国の文献を調査・収集して400件ほどのリストにまとめた。

資料集の作成にあたり、笹川教授は、これまでの研究成果をふまえながら、問題点を整理し

て厳密に検討した上で、世界的な批判に耐えうる資料集を完成させることが必要であると力説された。

### (3) 条約無効をめぐる論争点の整理

これまでの笹川教授の研究成果によると、条約無効をめぐる論争点は、つぎのようにまとめられる。

#### ①判断時の法源の問題

第1に、坂元茂樹教授は1904年、あるいは1910年という特定の時期に有効と考えられていた法を、「時際法」とよぶ。国際法で「時際法」という用語が確定しているのかどうかはわからないが、一般の憲法・行政法など通常の国内法では、判断時の法を意味する。ここでの問題は、ある事件が起きた時の法をもとに、条約の有効・無効を論ずることが、法の一般原則であると考えてよいか否かということである。坂元教授は「判断時の法に従って考えるべきであると」としているが、李泰鎮教授は、それは「現代の視点から読み込んでいることに他ならない」と批判したのである。

笹川教授は、坂元教授の指摘は重要であるとしたうえで、第2次日韓協約（1905年の韓国保護条約）が締結された時点の国際法では、どのような議論がなされていたかということが問題となる、この時代は、「古典国際法の時代」であり「現代国際法の時代」には至っておらず、「現代国際法」の成立は、おおよそ第1次世界大戦前・後であると主張された。

したがって、第1次世界大戦前後の国際法の議論にそって条約の有効性を考えるべきだということになる。笹川教授は、この点につき、第1次世界大戦前後における国際法の法源は、条約だけではなく、学説が非常に大きなウェイトを占めていたということが分かってきたと主張された。笹川教授によれば、「現代国際法」では、学説はあくまで補助的な手段でしかないが、それは第2次世界大戦後の現代国際法の時期に登場する発想であって、韓国保護条約等が締結された時期にはまだそれほど明確には出てきてはいない、そうであるとするならば、法源としては、当時の有力な国際法学者の議論が重要であるということになるのである。

#### ②「国家代表者への強制」と「国家への強制」の問題

第2に笹川教授によると、「国家代表者への強制」と「国家への強制」の区別の問題が重要であるとされる（第1論文、本誌4頁）。この区別がはっきりと意識されるのは、第2次世界大戦後の国際法委員会での場であって、それ以前の時期にこの二つの区別はあまり意識されていなかったのではないかと主張された。

#### ③国家実行と国家権力のあり方の正当性

第3に、国家実行の考え方と国家権力のあり方の正当性という問題である（第1論文、本誌

6頁以下)。笹川教授によると、国家実行は、非常に重要な考え方であるとされる。

国家実行とは、実際に国家がやっているを、各国に何らかの形で知らせて、事実としての国家のあり方を強国が作っていくことである。しかし、国際法では、法の一般原則との関わりで実行を見るという立場と、スイスの国際法学者のグッゲンハイム（Guggenheim, P.）が主張したように、その時の国際法では説明できない。例えば、革命で新しい国ができたりした時には説明できない。しかし臨時でもパスポートを承認しあうことなど、なんらかの措置をしないと関係を結べないから、実効性のあるものを一応認めておく、一時的に承認するという一方で、国家実行を法に根拠がなくとも暫定的に認めざるをえないとする考え方である。

そういう意味では、規範との関係で国家が実際にプラクティスとしてやること、法とは関係なくやることというだけではどうも進まない。ところが坂元教授の議論を整理していくと、彼が考えている国家実行の法は、法よりも事実の方に重きを置いて、それを国家実行と言っているように見えてくる。笹川教授は、これも大きな疑問点であるとされる。

#### ④条約の不存在論

第4に、条約の不存在論の問題である（第1論文、本誌8頁以下）。条約が無効であるか否かを判断するときに、条約の不存在論が議論される。

それでは、無効かどうかを議論する時に基礎になっている法は、私法である。例えば意思の自由があるにもかかわらず、錯誤とか詐欺とか強制をしたら、私法では古くから無効とされてきた。それは条約においても同じだとする主張が、国際法に私法を適用する考え方である。それともうひとつは、それを認めない立場である。国際法と私法とは別であるとする主張である。笹川教授は、それでは果たして私法の適用を認めないという立場を、どのくらい採れるものかということで見えていくと、厳格な徹底した実定法主義者でなければ、条約の無効となる時の判断は私法に近いとする学説があることが分かってきたとされる。

そういう意味ではケルゼンも厳格な立場であり、フランスではシャルル・ルソー（Rousseau, C.）という学者がこの厳格な立場をとっている。グッゲンハイムは、私法を適用するという考え方に近い。

#### ⑤学説の動向

第5に笹川教授は、学説の動向については、私法を適用することを否定するものがあるとされる。フランスの学説の中に、無効を認めない例が若干あって、シャルル・ルソーがその流れにある。

古典国際法の時代でも、条約の有効論に関する学説もある。しかし、笹川教授によると、代表者への強制を否定する学説はない。それで代表者への法的効果については、無効か取消しかという問題があるが、オッペンハイム（Oppenheim, L.）は、私法にならって脅迫を受けた代

表者や、興奮して正気ではない代表者、それからブルンチュリによると、精神錯乱、失神状態、暴力、重大発熱、差し迫った脅迫の状態にある代表者との間の条約の締結、それは私法と区別が難しい、こういう主張がほとんど多数派であることがわかったとされる。

第2次日韓条約について無効を主張した学者が、フランス人のレイ (Rey, F.) とペリンジャーク (Perrinjaquet, J.A.F.) であり、1909年にふたりの論文が出されている。この論文が出されてほぼ百年経つわけであるが、彼らの論文を正面から否定した研究はない。今日でも条約無効を論ずる時、ヨーロッパやアメリカの学者は、このふたりの論文、あるいはどちらかを引用するというほど高い評価を受けている。

この流れで見ていくと、第1論文の注の81から82以下にかけて無効を言っているもの、それについて多少言及しているものなどを見ていくと28の文献があり、無効論に言及している文献が、驚くほど多くあることがわかる。

#### ⑥日本の学説の動向—有賀長雄の条約有効論—

第6に、日本の学説の動向では、レイが1906年にフランスの国際公法雑誌に「韓国の国際状況」という論文を発表した直後、これに対して早稲田大学教授の有賀長雄が反論している。

有賀の主張は、日本が第2次日韓条約の締結の時に、日本が「韓国大臣に迫る之に調印せざるものは拘禁し、殺戮せんと脅したる」ことはないから、身体に対する拘禁や生命への危害をほめめかす脅迫による強制はないという理屈である。有効論の理由としてはこれだけである。彼は、条約有効論を根拠づける理論を示していないのである。

有賀の条約有効論は、ブルンチュリやオッペンハイムよりも強制の程度を狭く解し、「拘禁と殺戮の脅迫」に限定解釈している。国家の代表者への強制の解釈として、これほど狭く解している学説は、古典国際法時代には見当たらない。したがって、笹川教授によれば、韓国の皇帝や大臣達に対して行われた「強制」は再検討されるべきである。

笹川教授は、この点に関して、憲法の国際協調主義の観点から条約を見ることが重要であり、憲法学者は、国際関係に取り組むにあたっての手がかりは、日本国憲法の国際協調主義にあると主張された。

日韓基本条約第2条に「条約はもはや無効」という条項が入れられ、それが日本の国会で議論されてきた。第2論文では、日韓基本関係条約の制定過程と日本の国会における議論に即して、この無効の議論を取り上げたのである。

この点については、外務省の多くの資料を調べてみたり、大蔵省のものを調べてみたりした。そこで重要なことが分かった。韓国側ではかなり資料が出ていて、日韓会談がどう進められたかということが研究されているようである。

第2論文では、日韓関係の国会での議論をフォローしてみたが、驚くほど日本で研究がない

のである。たいへん面白かったことは、石橋政嗣（当時・日本社会党衆議院議員）や黒柳明（当時・公明党参議院議員）らの国会における議論である。当時の佐藤栄作首相や椎名悦三郎氏とかなり論争をしている。そこで石橋が、伊藤博文の併合の時に天皇に出した復命書を引用して、初めて政府を糾弾する。それに対し佐藤首相は、「伊藤博文は間違っていた」と言った。岸信介から言われたというのである。日本の国会で伊藤博文の復命書が初めて公になったのである。

佐藤も岸も「やはり日本と韓国のあり方を考え直さなくてはいけない」ということで一致しているのである。これについて黒柳がかなり突っ込んで議論をしているが、佐藤首相を攻め切れなかった。

佐藤首相は実に頭の良い人で、石橋・黒柳の議論について、「日本は間違っていた」と言うから、野党の議員たちと同じレベルで「反省する、もう一度考え直す」のかということとそうではなく、「当時やはり有効だった」という議論に戻してしまうのである。その根拠を支える議論に使われているのは、一橋大学教授の大平善悟という国際法学者の主張である。彼が当時日本の政府の主張を支えていたのである。「条約は無効かどうか」という議論をめぐっては、大平は「無効とは言えない」という。つまり、道義的には問題でも、法的には無効とは言えないという立場を取るのである。

ところが、大平は根拠を特に述べていない。彼の主張を学説史的に見ると、ほとんど有賀長雄の主張に重なっているので、改めて有賀の「無効だ」という根拠を検証してみた。

有賀は、ブルンチュリのテキストのある部分のみを取り出して議論しているという印象をうける。ブルンチュリによれば、「殺すぞ」とか「閉じ込めるぞ」というのは単なる具体例にすぎないのであって、もっと根本的あるいは実質的に意思の自由が尊重されているか、奪われているかというところを彼は考えているのである。その意味で、有賀は、ブルンチュリが主張している「自由なる意思」、「意思の自由」ということの本当の意味を見逃し、軽視してしまっているのである。

これは大平にもそのまま受け継がれていて、政府はその主張を受け入れたのである。そういう意味では、日本の国際法学界は戦前の国家実行の思考の枠組みから戦後も離れていないのではないかと、笹川教授は主張された。

#### ⑦今後の課題—なぜ西欧は古くから強制による条約を無効としてきたのか—

今後の課題としては、意思の自由ということが、西欧では古くから承認されてきている。それを強制したら条約無効になるのであるが、その思想的・学説史的流れはいったい何なのかと考えると、これまでグロチウス（Grotius, H.）の思想からこの問題が考えられていたが、実はグロチウス以前から問題となっていたのである。意思の自由の問題は、ローマ法に

まで遡るのではないか。それは、ヨーロッパの根底にあって、そしてそれが時代を経る中で自然法論とも重なって、主張されてきたのではないかと思うとされる。

そういう意味で、「意思の自由」の問題についての深いバックグラウンドを研究する必要がある。そのような視点から、笹川教授は、もう一度日本国憲法の根底にどういう思想があるのかということを考える必要があるとされるのである。

#### (4) 結び

第1に笹川教授は、国際法と国内法の関係を結びつけて考えていくことが大切であるとされる。笹川教授は、国際協調という視点から平和の問題を見ている。そういう意味では、法の実行に関しても、国際法と国内法を切断しない方がよいのではないか、平和を実現していく方向で、この憲法を国際法と結びつけて生かしていく事を模索したいとされている。国際法学者は憲法を見ないし、憲法学者は国際法を見ないということが当然のようにになっているが、そうであってはならないとされるのである。

第2に笹川教授は、学説史的考察は、その時の解説や有力な学説なりを政府が支持すると、それで固まってしまうが、学説史でみると時代を超えて長いスパンで連続してくるもの、それと消えていくものがかなり見えてくるので、もう一度そうした学説史的視点より、「意思の自由」という根本的な問題を考えたいとされる。

第3に、笹川教授は、これまでは、日韓併合条約等の無効を議論する時に、歴史学と国際法学を中心として国際会議が行われてきたが、それだけでは足りない。広く国際政治や国際関係論という観点からそれらを包み、歴史学や国際法学をカバーするような視点で国際会議を組織しなくてはいけないのではないかと主張された。

### 3. 討論のまとめ

#### (1) 日韓基本条約をめぐる国会での議論について

討論では、第1に、日韓基本条約をめぐる国会において石橋政嗣氏と黒柳明氏は、日韓併合条約の無効について議論しなかったのが問題とされた。

それについて、笹川教授は概要つぎのように述べた。

\* \* \* \*

石橋も黒柳もそこをえぐり出せなかった。佐藤栄作首相にとってみると、「間違っていた」ということを認めておいて、「けれども（日韓併合条約は）10秒で結ばれた」という主張をし続けたのである。

大平善悟と佐藤は事前に話し合っているような印象をもつ。「当時は間違っていた、しかし現在は間違っていない」という法の論理を用いている。

佐藤は、この法的な論理はどんなに批判されても譲らず、それを政府委員がフォローアップするのである。その議論のほとんどは、大平の主張である。そして、大平の主張は有賀の主張にさかのぼる。だから、伊藤博文が「間違っていた、ひどいことをやった」と言いながら、「法的には有効に結ばれている」という主張を崩さない。野党は大平の意見がどういう問題をもっていかを国会ではめぐり出すことができなかつたのである。

その思考枠組みを第2論文で書いてみて、日韓関係での第2条の無効の問題が、道義的には不当だけれども、法的には有効だという議論の思考枠組みに、国際法学者の大平の主張が大きく関わっているということが初めてわかつた。私は、ある著名な国際法学者に相談したところ、「笹川のやろうとしていることは、今の国際法学会を根本的にひっくり返すことだ。現在の国際法学会はリアリズムである。ところが笹川のやろうとしていることは、まったく違う。そのリアリズムをひっくり返して、もう一度、根本的なところから見直しをしようとしている。」と言われた。確かにその通りであり、そういう難しさにぶつかっている。

国家代表の「意思の自由」については、ブルンチュリは「意思の自由」を尊重して、それに対して無理強いをしたら無効であると説いている。事例として、「殺すぞ」と脅迫して、身体に危害を加えるような場合をあげているが、それはひとつの「事例」としてあげているのである。有賀は、そこのところだけを取り出しただけで理論構成に使い、もっと根本に「意思の自由」という、ヨーロッパ国際法の原則を無視している。大平もそれを見ていない。日本の国際法学者はアジアとの関わりに視点がなく、ヨーロッパ・アメリカに目が向いている。そうすると、私のやろうとしていることは、今の国際法学者の行き方と根本的に逆方向を向いていることになる。

## (2) 坂元茂樹教授との論争と現在の国際法学説

第2に、ハーバード大学主催の国際会議における坂元茂樹教授との論争は、どのようなものだったのか。そして現在の国際法の法理からすると、笹川教授の条約無効の法理は少数説だと思われるがその点についてはどうか、という質問がなされた。

これについて笹川教授は、つぎのように回答した。

\* \* \* \*

坂元教授は、私に対して反論できなくなったのだと考える。坂元教授は、第2回東京会議で、国家実行の事例を説明した。それは政府には都合のよい主張である。日露戦争から始まる日本政府の行為を、国際法学者が弁護しているからである。

国家実行、国家への強制は、ブルンチュリの時代から認められているのである。国家への強制自体は有効とされてきたが、それが否定されるのが現代国際法である。

私から言えることは、事実関係を明らかにするということ、裁判で言えば、事実認定を行って判決事実を確定すると言う作業が、日韓でなされていないのである。第2論文で、そのことを石橋と黒柳の議論をもとに突きつめてみた。

そして国際会議の関連では、判決事実に相当するような、脅迫とか強制とかいう事態をどう認識するかという法理論が生まれている。歴史学の方でも法学の方でも、それを確定する必要があると考えている。

さらに、個人と国家との関係の議論である。強制に関して、「代表者への強制」と「国家への強制」の関連性は、少なくともブルンチュリの時代では、意識されていない。

両者の関連が意識されるようになったのは、第1次大戦後のベルサイユ条約以降のドイツである。そして、オーストリアの学者であるフェアドロス（Verdross, A.）がその指摘をする。私はフェアドロスの教科書を読んで、驚くほど私に近いことを感じた。フェアドロスが、ふたつには関連があるのだという議論をしている。そしてベルサイユ条約の見直しにあたり意識され始め、それが今日のウィーン条約の制定に影響してくる。

当時はまだ裁判手続が整っていないわけでないし、まだ常設国際司法裁判所もない。慣習国際法のレベルで議論されているから、ふたつは截然と区別されていて、国家への強制が無効だと言えないのは、戦争の終結にあたり、敗戦国の無条件降伏による戦後処理のためにどうしても必要である、そうでないと国家の崩壊しかありえない、だから強制をしてでも戦争を終えることには意義はあるのだということが、国家への強制について言われている。国家への強制がいえるのは、戦争を終える時の条約の強制しか出てこない、その他の事例がないのである。

そして、その議論が出されるのは、日本の対華21か条の調整の問題である。日本の中国進出・侵略の問題と絡んで「国家への強制」という問題が提起された。だからアジアでは日本の問題、ヨーロッパではベルサイユ条約の問題から、ドイツの学者たちの問題関心が高まり、研究が盛んに行われたが、ふたつの関連について議論が分かれて、それが戦後の国際法委員会で初めて認識された。

しかし、現代の視点を持ち込むのはおかしいと言うのが私の主張である。当時の国際法の理論から考えるべきであろう。

「国家への強制」という問題は、戦争終結の際に問題になる。「代表者への強制」は個人の問題と見られる。国王であれ、大使であれ、そこでの意思の自由がどうであるかというレベルの問題である。そこはもうふたつしかないのだから、あえてリンクさせると言うことが今日の議論なのである。坂元教授はそこをリンクさせている。それでそのふたつの仕分けができない

のであり、そうであるが故に無効とは言い切れないというのが、彼の「世界」の論文、あるいは彼の前の関西大学の論文の主張である。私は、それは自己矛盾していると指摘した。

朝鮮では日韓併合条約等の締結にあたり、高宗皇帝は動揺した。高宗皇帝は承認したり、覆したりしている。私はまさに、それは条約を結ぶ上で、高宗の意思が動揺していることを示していることだと見る。つまり、意思の自由がそこにあったとは思えないのである。

締結権者の一方に、確固とした自由な判断ができる状況はなかった。それを産経新聞は、「韓国敗れたり」と一面で取り上げた。それが日本の世論である。

具体例として、ナイフをつきつけたり、ピストルをつきつけるのは分かりやすい。しかしそれ以前に、もっとブルンチュリは意思の自由を尊重した、それを侵害したときには無効になるのだと言っているのである。

ブルンチュリのテキストが読まれるべきである。それを私は、第2論文ではっきりさせた。私は、当時の国際法の文献を集め、おおむね目を通し、慣習国際法として長い間伝統的に認められている考え方は、「意思の自由を奪ったときは（条約の成立は）認められない」ということである。ブルンチュリが単なる具体例としてあげられていることが、「閉じ込めるぞ」とか、「殺すぞ」とかいったことなのである。それを逆転してしまって、「殺すぞ」と言っていないから、強制していないというのが有賀の理論なのである。

### (3) 国家代表者の「意思の自由」について

第3に、「意思の自由」を奪うということのあり様には、いかなる形態があるかについて議論がなされた。

笹川教授は、この問題についてつぎのように述べた。

\* \* \* \*

私は、研究手法として実証主義が大切だと考える。実証的に根拠を探し出し、それに基づいて議論を行う姿勢をとっている。

1700年代の終りあたりから1800年代にかけての文献でも、それに関する議論はすでにある。たとえば錯誤の例としては、国境の線引きについて錯誤により間違っで行く、あるいは詐欺によるもの、ごまかして誤った地図を用いた例などがある。国際法学者は、そういう点では事実をもとにしているようである。

朝鮮の場合は買収が多い。それから大臣たちを脅迫するとか、当日の署名を困難なようにすることなどである。

高宗皇帝の夫人（閔妃）は、条約締結時の10年程前に日本により殺されている（1895年）。しかも、火で焼かれているのである。こうした状況を考えると、高宗皇帝は、ほんとうに自由

な意思を持っていたのかどうか疑問である。

復命書をもとにして、日本の国会では石橋たちは一生懸命議論したけれども、あれは伊藤博文が一番都合のいい文章なのであるから、限界がある。

復命書をもとにして、凶悪な事実をないと言えるだろうか。それは、伊藤が自分に不利なことは絶対に書かず、自分がいかに活躍してうまくやったかを、天皇に報告している文章である。この復命書には限界がある。それをもっと裏付ける事実の調査を、石橋と黒柳が主張しながら、入り込めなかった。しかし、ふたりはたいへんな力量を持っている議員だと思った。

それから私は、強制の場面の実地検証をしたらよいと主張している。つまり人々を軍隊に見立てて、韓国の昔の王宮の中に配置してみる。そうすれば、裁判の事実審理そのものとなる。日本の議員たちは、そういったことを何もしていない。

石橋と黒柳はそれに近い指摘をしている。日韓の両方の議員たちが、それをやれたらよいと思う。ほんとうに何があったのかということまでには、入り込めなかった。それを押しとどめた理論が、大平善悟の国際法解釈のように私は思う。